

第六十六条の十一の二 省 略

2 省 略

5 前項の場合において、同項の法人がその取消しの日から同日を含む事業年度終了の日までの間に新たに収益事業を開始したときは、法人税法第十三条及び第十四条第一項第十九号の規定にかかわらず、その取消しの日からその開始した日の前日までの期間及びその開始した日から当該事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

この場合における地方法人税法の規定の適用については、同法第二条第十二号中「第十四条」とあるのは、「第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項」とする。

6 省 略

(中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十六条の十三 法人税法第八十条第一項(同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、次に掲げる法人以外の法人の平成四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、清算中に終了する事業年度及び同法第八十条第四項(同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額については、この限りでない。

2 省 略

(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)

第六十七条の三 農地法第二条第三項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛(家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満(その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十

第六十六条の十一の二 同 上

2 同 上

5 前項の場合において、同項の法人がその取消しの日から同日を含む事業年度終了の日までの間に新たに収益事業を開始したときは、法人税法第十三条及び第十四条第一項第十九号の規定にかかわらず、その取消しの日からその開始した日の前日までの期間及びその開始した日から当該事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

6 同 上

(中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十六条の十三 法人税法第八十条第一項(同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、次に掲げる法人以外の法人の平成四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、清算中に終了する事業年度及び同法第八十条第四項(同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額については、この限りでない。

2 同 上

(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)

第六十七条の三 農地法第二条第三項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛(家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満(その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十

円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。)である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。)があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額(当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。)に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

258 省略

(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十七条の五 第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの(以下この項において「中小企業者等」という。)が、平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの(その取得価額が十万円未満であるもの及び第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。)を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円(当該事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数乗じて計算した金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

255 省略

(特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例)

第六十七条の五の三 法人が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ

万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。)である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。)があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額(当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。)に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同上

258 同上

(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

第六十七条の五 第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの(以下この項において「中小企業者等」という。)が、平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの(その取得価額が十万円未満であるもの及び第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。)を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円(当該事業年度が一年に満たない場合には、三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数乗じて計算した金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

255 同上

効率的な設置及び管理に関する法律第三十条第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて同法第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合には、その公共施設等運営権の設定は、その設定の日以後に終了する当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、法人税法第六十三条第一項に規定する資産の販売等とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第六項第二号中「提供の期日」とあるのは、「提供の期日（租税特別措置法第六十七条の五の三第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」とする。

2 前項の公共施設等運営権の設定に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

例）（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特

第六十七条の六 内国法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託（次項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る法人税法第二十三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「又は剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配」と、「」の額」とあるのは、「」又は租税特別措置法第三条の二（利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（同法第九条第一項第三号（配当控除の特例）に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配の額」と、同項第三号中「証券投資信託」とあるのは「証券投資信託（租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）」とする。

2 特定株式投資信託の収益の分配を受ける外国法人に係る法人税法第四百四十二条第二項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）の規定」とする。

（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）

第六十七条の七 青色申告書を提出する法人で保険業法第三条第一項又は第八十五条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの平

例）（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特

第六十七条の六 内国法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託（次項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配に係る法人税法第二十三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「又は剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配」と、「」の額」とあるのは、「」又は租税特別措置法第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（同法第九条第一項第三号（配当控除の特例）に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配の額」と、同項第三号中「証券投資信託」とあるのは「証券投資信託（租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）」とする。

2 特定株式投資信託の収益の分配を受ける外国法人に係る法人税法第四百四十二条の規定の適用については、同条中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）の規定」とする。

（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）

第六十七条の七 青色申告書を提出する法人で保険業法第三条第一項又は第八十五条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの平

成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の特別利子（保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約がされている損害保険契約（同法第四条第二項第二号に掲げる事業方法書又は同法第八十七條第三項第二号に掲げる事業の方法書に記載された財産の種類が株式及び出資その他の政令で定める財産以外の種類の財産に制限されたものに限る。）により支払われるべき金銭のうち経済的な性質が利子に準ずるものとして政令で定めるものをいう。）に係る法人税法第二十三條第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七條の七第一項（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）に規定する特別利子」とする。

2 省 略

第六十七條の八から第六十七條の十一まで 削除

成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の特別利子（保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約がされている損害保険契約（同法第四条第二項第二号に掲げる事業方法書又は同法第八十七條第三項第二号に掲げる事業の方法書に記載された財産の種類が株式及び出資その他の政令で定める財産以外の種類の財産に制限されたものに限る。）により支払われるべき金銭のうち経済的な性質が利子に準ずるものとして政令で定めるものをいう。）に係る法人税法第二十三條第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七條の七第一項（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例）に規定する特別利子」とする。

2 同 上

第六十七條の八から第六十七條の十まで 削除

（特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税）

第六十七條の十一 法人税法第四百四十一條第一号に掲げる外国法人で外国為替及び外国貿易法第二十一條第三項に規定する非居住者であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものが、平成十年四月一日以後に、同項に規定する金融機関に預入し、又は貸し付けた預金又は貸付金で同項に規定する特別国際金融取引勘定（次項において「特別国際金融取引勘定」という。）において経理されたものにつき、支払を受ける利子（債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）については、法人税を課さない。ただし、当該利子のうち、当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、外国為替及び外国貿易法第二十一條第四項の規定に基づき定められた政令の規定のうち特別国際金融取引勘定の経理に関する事項に係るものに違反する事実が生じた場合の当該利子で当該事実が生じた日の属する計算期間に係るものについては、前項本文の規定は、適用しない。

(特定目的会社に係る課税の特例)
第六十七条の十四 省略

- 2 省略
- 3 特定目的会社に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十二条の三の二第一項の表の第一号	省略	省略
第五十七条の九第一項	省略	省略
第六十一条の四第二項	ものを除く	もの及び特定目的会社を除く
第六十二条の三第三項	省略	省略
第六十六条の八第一項、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項	省略	省略
第六十六条の十三第一項第一号	省略	省略

4
5
10 省略

(特定目的会社に係る課税の特例)
第六十七条の十四 同上

- 2 同上
- 3 同上

同上	同上	同上	第六十一条の四第一項	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

4
5
10 同上

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「投資法人法」という。)第二条第十二項に規定する投資法人(第一号に掲げる要件を満たすものに限る。)が支払う投資法人法第百三十七条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額(法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額その他の政令で定める金額を含む。以下この条において「配当等の額」という。)で第二号に掲げる要件を満たす事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 省略

二 次に掲げる全ての要件

イ 省略

ト 当該事業年度終了の時ににおいて有する投資法人法第二条第一項に規定する特定資産のうち有価証券、不動産その他の政令で定める資産の帳簿価額として政令で定める金額がその時ににおいて有する資産の総額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額を超えていること。

チ 省略

2 投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人(以下この条において「投資法人」という。)に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、投資法人法第二条第十四項に規定する投資口は株式と、同条第十七項に規定する新投資口予約権は新株予約権と、それぞれみなす。

3 省略

4 投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十二条の	省略	省略
三の二第一項		

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七条の十五 同上

一 同上

二 同上

イ 同上

ト 同上

2 投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人(以下この条において「投資法人」という。)に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、投資法人法第二条第十四項に規定する投資口は株式とみなす。

3 同上

4 同上

同上	同上	同上
----	----	----

の表の第一号				
第五十七条の九第一項	省略	省略		
第六十一条の四第二項	ものを除く	もの及び投資法人を除く		
第六十二条の三第三項	省略	省略		
第六十六条の八第一項、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項	省略	省略		
第六十六条の十三第一項第一号	省略	省略		

559 省略
10 前二項に定めるもののほか、第一項第一号ロ(1)に該当するものである

ことその他の要件を満たす投資法人に係る同項第二号トに掲げる要件の特例その他同項から第七項までの規定及び投資法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国組合員に対する課税の特例)

第六十七条の十六 投資組合契約(第四十一条の二十一第二項第一号に規

	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上

559 同上
10 前二項に定めるもののほか、第一項から第七項までの規定の適用その他投資法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国組合員に対する課税の特例)

第六十七条の十六 投資組合契約(第四十一条の二十一第二項第一号に規

定する投資組合契約をいう。以下この項及び第四項において同じ。)を締結している組合員である外国法人で、当該投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行うもののうち同条第一項各号に掲げる要件を満たすものは、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないものとみなして、法人税法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 第四十一条の二十一第三項から第八項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第六十一条第一項第四号に掲げる国内源泉所得の同法第二百十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日(その者が非居住者である場合にあつては、当該前日又は当該変更をした日以後最初に同法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日)」とあるのは、「法人税法第三百三十八条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二条第二項第十八号に規定する事業年度に係る同法第四百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第四十一条の二十一第三項の規定により同項に規定する特例適用申告書を提出した外国法人(前項において準用する同条第七項の規定により同項に規定する変更申告書を提出した外国法人を含む。)は、第一項の規定の適用により法人税法第四百四十一条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる同法第三百三十八条第一項に規定する国内源泉所得を有する場合には、政令で定めるところにより、当該国内源泉所得の明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

4 省略

(振替国債の償還差益等の非課税等)

第六十七条の十七 外国法人が第五条の二第一項に規定する振替国債(割引債(第四十一条の十三第一項に規定する割引債をいう。以下この項及び次項において同じ。))に該当するものを除く。以下この項及び第九項

定する投資組合契約をいう。以下この項及び第四項において同じ。)を締結している組合員である外国法人で、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき法人税法第四百四十一条の二十一第一項各号に掲げる外国法人に該当するもののうち第四十一条の二十一第一項各号に掲げる要件を満たすものは、同法第四百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 第四十一条の二十一第三項から第八項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得の同法第二百十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日(その者が非居住者である場合にあつては、当該前日又は当該変更をした日以後最初に同法第六十一条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日)」とあるのは、「法人税法第三百三十八条に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二条第二項第十八号に規定する事業年度に係る同法第四百四十五条第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第四十一条の二十一第三項の規定により同項に規定する特例適用申告書を提出した外国法人(前項において準用する同条第七項の規定により同項に規定する変更申告書を提出した外国法人を含む。)は、第一項の規定の適用により法人税法第四百四十一条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる同法第三百三十八条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有する場合には、政令で定めるところにより、当該国内源泉所得の明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

4 同上

(振替国債の利子等の非課税等)

第六十七条の十七 外国法人が第五条の二第一項に規定する振替国債(割引債(第四十一条の十三第一項に規定する割引債をいう。以下この項及び次項において同じ。))に該当するものを除く。以下この項及び第九項

において「振替国債」という。)又は第五条の二第一項に規定する振替
地方債(割引債に該当するものを除く。以下この項及び第九項において
「振替地方債」という。)につき支払を受ける償還差益(その振替国債
又は振替地方債の償還(買入消却を含む。次項、第三項及び第九項にお
いて同じ。)により受ける金額がその振替国債又は振替地方債の取得価
額を超える場合におけるその差益をいう。)については、法人税を課さ
ない。

2 外国法人が第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等(割引
債に該当するものを除く。以下この項及び第九項において「特定振替社
債等」という。)につき支払を受ける同条第一項に規定する償還差益(そ
の特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取
得価額を超える場合におけるその差益をいう。)で、当該特定振替社債
等の同条第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者でないも
のが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

3 外国法人が平成十年四月一日以後に発行された第六条第四項に規定す
る民間国外債(以下この項及び第九項において「民間国外債」という。
)につき支払を受ける償還差益(その民間国外債の償還により受ける金
額がその民間国外債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。
)で、当該民間国外債の発行をする者の同条第四項に規定する特殊関係
者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

4 外国法人の発行する第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割
引債の償還差益(当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける
金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)
のうち、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものについ
ては、法人税法第百三十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみな
して、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

5 外国法人が支払を受ける第四十一条の十二第七項に規定する割引債(同
条第三項の規定の適用を受けたものに限る。)の同条第七項に規定す
る償還差益(法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当

において「振替国債」という。)又は第五条の二第一項に規定する振替
地方債(割引債に該当するものを除く。以下この項及び第九項において
「振替地方債」という。)につき支払を受ける利子及び償還差益(その
振替国債又は振替地方債の償還(買入消却を含む。次項、第三項及び第
九項において同じ。)により受ける金額がその振替国債又は振替地方債
の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)については、法人
税を課さない。

2 外国法人が第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等(割引
債に該当するものを除く。以下この項及び第九項において「特定振替社
債等」という。)につき支払を受ける同条第一項に規定する利子等及び
償還差益(その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替
社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)で、当該特
定振替社債等の同条第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係
者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

3 外国法人が平成十年四月一日以後に発行された第六条第四項に規定す
る民間国外債(以下この項及び第九項において「民間国外債」という。
)につき支払を受ける利子及び償還差益(その民間国外債の償還により
受ける金額がその民間国外債の取得価額を超える場合におけるその差益
をいう。)で、当該民間国外債の発行をする者の同条第四項に規定する
特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さな
い。

4 外国法人の発行する第四十一条の十二第七項に規定する割引債(次項
において「割引債」という。)の同条第七項に規定する償還差益(次項
において「償還差益」という。)及び第四十一条の十二の二第六項第一
号に規定する割引債の償還差益(当該割引債の同条第一項に規定する償
還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその
差益をいう。)のうち、当該外国法人の国内において行う事業に帰せら
れるものその他の政令で定めるものについては、法人税法第百三十八条
第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とみ
なして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

5 法人税法第百四十一条第二号から第四号までに掲げる外国法人が支払
を受ける割引債(第四十一条の十二第三項の規定の適用を受けたもの
に限る。以下この項において同じ。)の償還差益(外国法人の発行する割

するものを除く。)は、同号口又は同条第二号に掲げる国内源泉所得に該当しないものとする。

6 省 略

7 第四十二条の二第一項に規定する外国金融機関等(次項において「外国金融機関等」という。)が、同条第一項第一号から第三号までに掲げる債券に係る同項に規定する債券現先取引又は同項各号に掲げる有価証券(以下この項において「対象証券」という。)に係る同条第一項に規定する証券貸借取引につき、同項に規定する特定金融機関等から支払を受ける貸借料等(同項に規定する債券現先取引から生ずる差益として政令で定めるもの又は同項に規定する証券貸借取引による同項に規定する特定金融機関等に対する対象証券の貸付けの対価として支払われる金銭をいう。次項において同じ。)については、法人税を課さない。

8 第四十二条の二第二項の規定は、貸借料等の支払を受ける外国金融機関等について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第六十七条の十七第七項」と、「特定利子の」とあるのは「同項に規定する貸借料等の」と、「当該特定利子」とあるのは「当該貸借料等」と読み替えるものとする。

9 省 略

10 第一項から第三項まで、第六項、第七項及び前項の規定は、第一項に規定する償還差益、第二項に規定する償還差益、第三項に規定する償還差益、第六項に規定する保有により生ずる所得、第七項に規定する貸借料等又は前項に規定する損失の額のうち、恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるもの又は恒久的施設を有する外国法人につき生ずるもので法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものについては、適用しない。

11 特定振替社債等の第二項に規定する償還差益の支払を受ける者が同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定その他前各項の規定の適用

引債の償還差益にあつては前項に規定する政令で定めるものに限るものとし、同法第四百一条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受けるものにあつてはその者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。)は、同条第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる国内源泉所得に該当しないものとする。

6 同 上

7 第四十二条の二第一項に規定する外国金融機関等(次項において「外国金融機関等」という。)が、同条第一項第一号から第三号までに掲げる債券に係る同項に規定する債券現先取引又は同項各号に掲げる有価証券(以下この項において「対象証券」という。)に係る同条第一項に規定する証券貸借取引につき、同項に規定する特定金融機関等から支払を受ける同項に規定する特定利子(次項において「特定利子」という。)及び貸借料等(同条第一項に規定する債券現先取引から生ずる差益として政令で定めるもの又は同項に規定する証券貸借取引による同項に規定する特定金融機関等に対する対象証券の貸付けの対価として支払われる金銭をいう。次項において同じ。)については、法人税を課さない。

8 第四十二条の二第二項の規定は、特定利子又は貸借料等の支払を受ける外国金融機関等について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第六十七条の十七第七項」と、「特定利子の」とあるのは「同項に規定する特定利子又は貸借料等の」と、「当該特定利子」とあるのは「当該特定利子又は貸借料等」と読み替えるものとする。

9 同 上

10 第一項から第三項まで、第六項、第七項及び前項の規定は、第一項に規定する利子及び償還差益、第二項に規定する利子等及び償還差益、第三項に規定する利子及び償還差益、第六項に規定する保有により生ずる所得、第七項に規定する特定利子及び貸借料等又は前項に規定する損失の額のうち、第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外国法人(以下この項において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。)が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する外国法人につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

11 特定振替社債等の第二項に規定する利子等又は償還差益の支払を受ける者が同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定その他前各項の

に關し必要な事項は、政令で定める。

(国外所得金額の計算の特例)

第六十七条の十八 内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（第十項において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該内国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となる時、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第二十二條第三項各号に掲げる額に相当するものをいう。）が過少となる時は、当該内国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

3 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人が第十項において準用する第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該内国法人の各事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該内国法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企

規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

- 業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。
- 5| 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 7| 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 一 第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 二 第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
- 8| 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
- 9| 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 10| 第六十六条の四第六項及び第十六項から第二十一項まで並びに第六十六条の四の二の規定は、国外事業所等を有する内国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十六條の四第六項	第一項	第六十七條の十八第一項
	所得の金額又は欠損金額	法人税の額から控除する金額

第六十六條の 四第十六項	同項の	第六十七條の十八第一項の
第六十六條の 四第十七項	租税特別措置法第六十六條の四第十七項（ 及び同法	租税特別措置法第六十七條の十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六條の四第十七項（ 及び同法第六十七條の十八第十項において準用する同法
又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第六十七條の十八第十項において準用する同法	又は租税特別措置法第六十七條の十八第十項において準用する同法
租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）	租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十七條の十八第十項において準用する同法	租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十七條の十八第十項において準用する同法
並びに租税特別措置法	並びに租税特別措置法第六十七條の十八第十項において準用する同法	並びに租税特別措置法第六十七條の十八第十項において準用する同法
租税特別措置法	租税特別措置法第六十七條の十八第十項において準用する同法	租税特別措置法第六十七條の十八第十項において準用する同法
第六十六條の 四第十七項第	当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規	第六十七條の十八第一項に規定する内部取引の対

一号及び第十八項	第六十六条の四第二十項	第六十六条の四第二十一項	第六十六条の四の二第四項	第六十六条の
定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた	租税特別措置法	法人と当該法人に係る国外関連者	の居住者又は法人とされる 国外関連取引に係る第一項に規定する	第六十六条の四の二第一項の
価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした	租税特別措置法第六十七条の第十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法	内国法人と当該内国法人の第六十七条の第十八第十項に規定する国外事業所等	に所在する 第六十七条の第十八第十項に規定する内部取引に係る同項に規定する	第六十七条の第十八第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四の二第一項の
第六十七条の第十八第十項				

四の二第六項		項	
第六十六條の四の二第一項の		第六十七條の十八第十項において準用する同法第六十六條の四の二第一項の	
猶予の要件等)、		猶予の要件等)の規定、	
猶予)又は		猶予)の規定又は	
若しくは租税特別措置法		若しくは租税特別措置法第六十七條の十八第十項において準用する同法	
含む。)又は租税特別措置法		含む。)又は租税特別措置法第六十七條の十八第十項において準用する同法	

11 第三項の帳簿書類(その写しを含む。)の留置きに関する手続その他
 第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政
 令で定める。

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)
 第六十八條の三 法人が旧株(当該法人が有していた株式(出資を含む。
 以下この条において同じ。)をいう。)を發行した内国法人の合併(適
 格合併に該当しないものに限る。)により合併法人との間に当該合併法
 人の發行済株式又は出資(自己が有する自己の株式を除く。第三項にお
 いて「發行済株式等」という。)の全部を保有する關係として政令で定

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)
 第六十八條の三 法人が旧株(当該法人が有していた株式(出資を含む。
 以下この条において同じ。)をいう。)を發行した内国法人の合併(適
 格合併に該当しないものに限る。)により合併法人との間に当該合併法
 人の發行済株式又は出資(自己が有する自己の株式を除く。第三項にお
 いて「發行済株式等」という。)の全部を保有する關係として政令で定

める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽課税外国法人（前条第五項第一号に規定する特定軽課税外国法人をいう。以下この条において同じ。）の株式に該当するときは、法人税法第六十一条の第二項（同法第四百二十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）及び第十六項の規定は、適用しない。

2 法人が旧株（当該法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行つた特定分割型分割（法人税法第十二条の九イに規定する分割対価資産として分割承継法人に係る特定外国親法人（同法第六十一条の二第四項に規定する親法人で特定軽課税外国法人に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式以外の資産が交付されなかつた分割型分割（前条第二項第一号に規定する分割で、適格分割型分割に該当しないものに限る。）をいう。）により分割承継法人に係る特定外国親法人の株式の交付を受けた場合における同法第六十一条の二第四項（同法第四百二十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）及び第十六項の規定の適用については、同法第六十一条の二第四項中「交付されなかつたもの」とあるのは「交付されなかつたもの（租税特別措置法第六十八条の三第二項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割に該当するものを除く。）」と、同条第十六項中「及び第四項」とあるのは「第四項」と、「金銭等不交付分割型分割」とあるのは「金銭等不交付分割型分割及び租税特別措置法第六十八条の三第二項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第二十四条第一項第三号」とする。

3 法人が旧株（当該法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行つた株式交換（適格株式交換に該当しないものに限る。）により株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽課税外国法人の株式に該当するときは、当該旧株の譲渡については、法人税法第六十一条の二第八項（同法第四百二十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）及び第六十一条の十三第一項の規定は、適用しない。

4 省略

める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽課税外国法人（前条第五項第一号に規定する特定軽課税外国法人をいう。以下この条において同じ。）の株式に該当するときは、法人税法第六十一条の二第二項（同法第四百二十二条の規定により準じて計算する場合を含む。）及び第十六項の規定は、適用しない。

2 法人が旧株（当該法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行つた特定分割型分割（法人税法第十二条の九イに規定する分割対価資産として分割承継法人に係る特定外国親法人（同法第六十一条の二第四項に規定する親法人で特定軽課税外国法人に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式以外の資産が交付されなかつた分割型分割（前条第二項第一号に規定する分割で、適格分割型分割に該当しないものに限る。）をいう。）により分割承継法人に係る特定外国親法人の株式の交付を受けた場合における同法第六十一条の二第四項（同法第四百二十二条の規定により準じて計算する場合を含む。）及び第十六項の規定の適用については、同法第六十一条の二第四項中「交付されなかつたもの」とあるのは「交付されなかつたもの（租税特別措置法第六十八条の三第二項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割に該当するものを除く。）」と、同条第十六項中「及び第四項」とあるのは「第四項」と、「金銭等不交付分割型分割」とあるのは「金銭等不交付分割型分割及び租税特別措置法第六十八条の三第二項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第二十四条第一項第三号」とする。

3 法人が旧株（当該法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行つた株式交換（適格株式交換に該当しないものに限る。）により株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽課税外国法人の株式に該当するときは、当該旧株の譲渡については、法人税法第六十一条の二第八項（同法第四百二十二条の規定により準じて計算する場合を含む。）及び第六十一条の十三第一項の規定は、適用しない。

4 同上

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の二 省 略

258 省 略

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の二 同 上

258 同 上

9| 第一項から第三項まで及び前二項の規定は、特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人(第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第二号の規定により外国法人としてこの法律の規定を適用するもので、法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものに限る。)が、同法第四百四十二条の規定により同法第四百四十一条に規定する国内源泉所得に係る所得につき同法の規定に準じて計算する場合について準用する。この場合において、第一項中「で当該特定目的信託」とあるのは「のうち国内において行う事業に係るもので当該特定目的信託」と、第二項の表の第二十三条第一項の項中「第二十三条第一項」とあるのは「第四百四十二条の規定により第二十三条第一項の規定に準じて計算する場合における同項」と読み替えるものとする。

10| 内国法人が受ける前項において準用する第一項の特定目的信託の利益の分配の額(次項において「外国特定目的信託の利益分配の額」という。)は、法人税法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額に該当しないものとみなす。

11| 外国法人が受ける外国特定目的信託の利益分配の額(法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人が受けるもの(同条第二号又は第三号に掲げる外国法人が受けるものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられるものに限る。))については、同法第三百三十八条第五号イに規定する内国法人から受ける剰余金の配当の額とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定(法人税法第四百四十二条の規定により同法第二十三条第一項の規定に準じて計算する場合における同項の規定を除く。)を適用する。

12| 第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前三項の規定の適用その他特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9| 前二項に定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用その他特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の三 特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項において「投資信託法」という。）第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。以下この条において同じ。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの収益の分配の額として政令で定める金額（以下この条において「収益の分配の額」という。）で当該特定投資信託に係る受託法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その収益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

- 一 省 略
- 二 次に掲げる全ての要件

イ・ロ 省 略

ハ 当該事業年度終了の時ににおいて有する投資信託法第二条第一項に規定する特定資産のうち有価証券、不動産その他の政令で定める資産の帳簿価額として政令で定める金額がその時ににおいて有する資産の総額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額を超えていること。

- 二 省 略
- 258 省 略

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の三 特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（第一号において「投資信託法」という。）第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。以下この条において同じ。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの収益の分配の額として政令で定める金額（以下この条において「収益の分配の額」という。）で当該特定投資信託に係る受託法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その収益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

- 一 同 上
- 二 同 上

イ・ロ 同 上

- ハ 同 上
- 258 同 上

9 | 第一項から第三項まで及び前二項の規定は、特定投資信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第二号の規定により外国法人としてこの法律の規定を適用するもので、法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものに限る。）が、同法第四百四十二条の規定により同法第四百四十一条に規定する国内源泉所得に係る所得につき同法の規定に準じて計算する場合について準用する。この場合において、第一項中「で当該特定投資信託」とあるのは「のうち国内において行う事業に係るもので当該特定投資信託」と、第二項の表の第二十三条第一項の項中

9 前二項に定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用その他特定投資信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例)

第六十八条の三の四 特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、法人税法第二条第九号に規定する普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。）が公益法人等（同法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の五から第五十六条まで及び第五十七条の三から第五十七条の八までの規定その他政令で定める規定を適用する。

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項、第七項及び第九項、第四十二条の五第三項、第

「第二十三条第一項」とあるのは「第四百二十二条の規定により第二十三条第一項の規定に準じて計算する場合における同項」と読み替えるものとする。

10 内国法人が受ける前項において準用する第一項の特定投資信託（同項第一号口及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の収益の分配の額（次項において「外国特定投資信託の収益分配の額」という。）は、法人税法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額に該当しないものとみなす。

11 外国法人が受ける外国特定投資信託の収益分配の額（法人税法第四百十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人が受けるもの（同条第二号又は第三号に掲げる外国法人が受けるものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられるものに限る。）に限る。）については、同法第三百三十八条第五号イに規定する内国法人から受ける剰余金の配当の額とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定（法人税法第四百二十二条の規定により同法第二十三条第一項の規定に準じて計算する場合における同項の規定を除く。）を適用する。

12 第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前三項の規定の適用その他特定投資信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例)

第六十八条の三の四 特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、法人税法第二条第九号に規定する普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。）が公益法人等（同法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、第五十五条、第五十五条の五から第五十六条まで及び第五十七条の三から第五十七条の八までの規定その他政令で定める規定を適用する。

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項、第七項及び第九項、第四十二条の五第三項、第

四十二条の六第九項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項、第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第三項並びに第四十二条の十二の四の規定その他政令で定める規定を適用する。

3| 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合（当該外国法人を被合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）には、当該外国法人の法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有しないこととなる日に当該外国法人が解散したものとみなして、第五十五条の二、第五十五条の三及び第五十七条の八の規定その他政令で定める規定を適用する。

4| 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日を含む事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）には、当該外国法人の法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項及び第七項、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第九項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項、第四十二条の十一第三項並びに第四十二条の十二の四の規定その他政令で定める規定を適用する。

5| 特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行った場合の処理その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止）

第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等（同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成十一年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

第六十八条の八 省 略

四十二条の六第三項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第三項並びに第四十二条の十二の四の規定その他政令で定める規定を適用する。

3| 特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行った場合の処理その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止）

第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等（同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

第六十八条の八 同 上